

第203回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題

1 会議録の承認

2 審議事項

- (1) 教職員向け研修教育に関するeラーニングシステムの活用
(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)
- (2) 児童相談所の電話対応におけるAI文字起こしシステムの導入について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
- (3) デートDV被害生徒及び加害生徒向け回復プログラム業務委託について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (4) 令和4年度職員採用選考に係る問題提供・採点委託について
- (5) テレビ向け情報配信サービス実証実験
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (6) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について (諮問)

3 報告事項

- (1) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
 - ア 小規模事業者等省エネ・デジタル化支援補助金
 - イ 横浜市保育士相談窓口運營業務委託
- (2) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告
 - ア 横浜市のインターネット利用環境再整備事業に伴う統合型GISの移行業務委託について
 - イ 横浜市市民利用施設予約システムデータ移行事務
 - ウ PC内部データ移行作業委託
- (3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
こころと身体の健康調査実施に係るアンケート用紙等封入業務委託
- (4) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告
 - ア NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」スペシャルトークショーin横浜の実施に係る抽選受付業務委託
 - イ 新型コロナウイルスワクチン接種者情報確認事務
- (5) 生涯学習等講座の企画運營業務の委託についての報告
小学生等を対象とした国際平和学習プログラム業務委託
- (6) WEB会議システムの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告
WEB会議システムを用いた児童相談所及び児童相談所と関係機関との相談業務
- (7) クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告
小規模事業者等省エネ・デジタル化支援補助金
- (8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (2件)
- (9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (15件)
- (10) 個人情報ファイル簿兼届出書 (1件)
- (11) 個人情報ファイル簿変更届出書 (10件)

	<p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和4年7月21日から同年9月20日まで）</p> <p>(2) 令和4年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について</p> <p>(3) 個人情報取扱特記事項について</p> <p>(4) その他</p>
日 時	令和4年9月28日（水）午後2時から午後4時まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 なみき18・19
出席者	中村会長、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、永井委員、三品委員、吉田委員（全員WEB会議により参加）
欠席者	板垣委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 (1) ～ (6) について、承認する。 ・ 報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第203回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、板垣委員からの御欠席の御連絡と鈴木委員から遅れる旨の御連絡をいただいておりますが、ほか7名の委員は御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思っておりますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（中村会長） それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、第202回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。</p> <p>特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（中村会長） それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 【案件1】教職員向け研修教育に関するeラーニングシステムの活用（個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。）</p>

(中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「教職員向け研修教育に関するeラーニングシステムの活用」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 3ページの「3 審議に係る事務【電子計算機の結合】」の「内容・対象者」の(1)に「大学で保有する端末からシステムにログイン」と記載されていますが、在宅勤務等は想定していないのですか。

(所管課) 特にアクセスの制限はありませんので、在宅でもシステムへのログインは可能ですが、基本的には職場で研修を受講してもらいます。

(加島委員) 病院の端末を自宅に持ち帰って研修を受講することも想定しているのでしょうか。

(所管課) 病院ではテレワーク業務が認められていないので、現状では想定しておりません。ただ、今後テレワークで研修を実施する必要性があれば、自宅に持ち帰るといったケースもあり得ます。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(2)【案件2】児童相談所の電話対応におけるAI文字起こしシステムの導入について(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(中村会長) 次に案件2「児童相談所の電話対応におけるAI文字起こしシステムの導入について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

今回、審議事項が「本人外収集」となっています。児童本人からすると、他の関係機関からの情報提供については「本人外」となると思えます。児童の情報を、児童相談所が他の関係機関から本人の断りなく収集するのも「本人外収集」になるかと思えます。

今回はそこではなく、同意を得ないで音声を録音する点について、「本人外収集」と捉えて審議対象にしているということでしょうか。

(所管課) 同意を得ないという点を強調してしまったので誤解が生じたかと思えます。元々児童相談所で相談記録をシステムに入力すること自体は既に了承済みとしています。児童本人以外から連絡・相談があった音声を録音することで、審議をお願いします。

(事務局) 今回、録音を行うに当たって、コールセンターのように「この通話は録音します」と了承を得た上で録音するのであれば、審議事項に該当しないと

いうことでよろしいですね。

(所管課) そうです。

(事務局) ただ、本人の声を録音しているの、厳密な意味では「本人外」とはいえないという議論もあるかと思いますが、今回のケースでは、不意に通話を録音されるということでもあります。その点を広く「本人外収集」と捉えてお諮りするという趣旨です。

それならば「録音します」と音声を流して同意を取ればよいのではないかと、思うかもしれませんが、録音されることによって話者が萎縮し、通報が減ってしまうことを恐れて、あえて同意を取らないのだという趣旨ですね。

(所管課) はい。

(中村会長) 今の説明を踏まえて何か御意見はありますか。

(吉田委員) 案件名が「AI 文字起こしシステムの導入について」となっています。どちらかという、許可を得ないで録音することについて審議に諮る案件のような気がする、なぜこのような案件名にしたのか不思議です。録音についての同意を求めないという点については、正面切って議論できる問題であると思います。論点を回避しているように見えるので、その点について説明をお願いします。

(所管課) 録音のところがあえて隠したわけではありません。システムを導入することを「AI 文字起こしシステムの導入について」という事業名で呼んでいた、案件名としてそのまま事業名を使っています。

(事務局) 別に論点をごまかそう、という意図は何もないですよ。

(所管課) はい。

(事務局) 録音した音声を、AI システムを使って文字起こしするという、文字起こしシステムの導入と音声の録音をセットとして扱っているということですね。

(所管課) 事業名を案件名として、審議にかけてしまったというのが御指摘の点への回答になります。

(吉田委員) 「文字起こしをすること」がつまり「録音すること」であるということはもちろん分かりますが、案件名は、何が論点なのかを明確にすることが大事だと思います。今後よろしくをお願いします。

(所管課) 承知いたしました。

(加島委員) 審議資料の中で、録音データについては「保存」と書いてありますが、文字起こし後のデータはどのように保存をするのでしょうか。紙のプリント等はないのでしょうか。

(所管課) 文字起こし後のデータは手書きのメモの様なもので、文字起こし後のデータを要約した内容を福祉保健システムに記録し、その後ペーパーに起こします。文字起こし後のデータをそのままプリントし、保存することは想定していません。

あくまでも聞き取りメモ程度の取扱いで、その後、正式に児童相談所の記録として、案件ごとまとめて印刷します。

(加島委員) 保存については今回の審議の対象ではないのですか。録音データについてのみ、保存期間についての記載がありましたが、書類の保存についても本当は記載するべきかなと思います。

(所管課) 横浜市の福祉業務について記録を残すこと自体は、福祉保健システムを導入した時点で審議に諮り、許可を得ているものです。そのため、今回の資料からは、その点を除いてあります。

(加島委員) 要約した後の正式な記録については、福祉保健システムの保存年限に合わせて保存するのですか。

(所管課) そうです。

(事務局) 1か月で自動的に削除されるのは電子データだけですか。

(所管課) 福祉保健システムは1か月では削除されません。

(事務局) 録音データだけが1か月で削除されるのですね。

(所管課) そうです。

(事務局) 行政文書としての記録については、福祉保健システムによって管理するのですか。

(所管課) そうです。30年保存等、内容に応じて廃棄します。

(大谷委員) 今回の案件の内容を「本人外収集」に位置付けた理由は、公益性の点を強調しているようです。公益性についてはもちろん疑う点はないのですが、まずは、虐待の状況下にあるかもしれない児童の生命・身体の保護の観点から先に来るのではないかと思いました。今の横浜市の条例では、「収集の制限」に関する8条1項4号が直接に該当すると思います。

録音によって収集してしまう情報のうち、生命・身体の保護に直結するような情報ではなかったとして場合には、「公益性がある」ため8条1項8号が該当し、収集することが可能となるという整理になるのかなと思います。実施機関の考えについて確認したいです。

(所管課) 児童相談所では「虐待の疑いがある者」に関する通報を受ける形になるので、基本的には命に危険があるもの、重篤なものに関する通報を受けています。また、それ以外の児童周辺の情報についても架電による連絡を受けています。いずれも公益性があるものとして収集させてもらえればと考えています。

(大谷委員) 「収集の制限」の例外についての8条1項4号と、8号の「公益性」の二つの理由ということではいいですか。

(所管課) そのとおりです。

(中村会長) 通告の内容に応じてスクリーニングすることなく、全件録音するのですよね。

(所管課) はい。

(中村会長) 録音したものは全件、文字起こしするのですか。

(所管課) はい。

(事務局) 結果的に福祉に繋がらなる情報でなくてもいいから、まずは幅広く記録を残しておくということですよ。

(所管課) はい。

(後藤委員) 最近のAIの文字起こしは非常に正確ですが、それでも間違いは当然あると思います。間違った内容を文字起こししてしまうリスクは常にあります。それについての対応方針は固まっていますか。

また、このAmivoice等の文字起こしサービスが、音声データの処理を全てローカルで行うのか、クラウドにデータを上げるタイプなのかによって審議会

での扱いが変わってくると思います。その点の確認はしていますか。

(所管課) 文字起こしのデータをそのまま文書として保存するわけではなく、あくまでもメモ程度の取扱いです。文書として保存する前に、職員が要約をして記録に起こす作業が入ります。

また、導入予定のシステムは、クラウドではなくオンプレミスのシステムです。データは庁舎内のサーバーに入り、その中で管理します。外部にデータが出ることはなく、市民が不利益を被ることにはなりません。

(吉田委員) 24 ページの「1 事務全体の概要」の「2 審議の趣旨」の2段落目2行目に、「一部の相談電話の音声を録音し」と書いてあり、先ほどの回答の内容と違ってしています。どの電話を録音として残して、どの電話を消すかという判断は非常に難しいと思います。録音の時間や背後の音声が入る可能性等の判断基準があるように思いますが、どのように選んでいますか。

(所管課) 児童相談所には全部で262名の職員がおりますが、全席にAI文字起こしサービスの導入はできません。まずは初回の相談が入る電話に導入します。今年度は2台を想定しています。2台の電話に入電した通話は全件録音し、それ以外の電話については、機器が設置されていないので録音をしません。資料の「一部」というのは電話の席数のことです。これから広げていくことを検討したいと思います。

(吉田委員) 予算の問題があるのだと思いますが、不徹底だと思います。全席に導入すればよいと思います。

(事務局) 可能であればそうしたいところですよ。

(所管課) また、費用対効果を見極めたいという観点があります。

(吉田委員) 今は試行的に導入するということでしょうか。

(所管課) そうですね。例えば、録音したデータを放置したままにしておいたのでは何の意味もありません。通報電話の中では、一番初めの入電が大事なので、まずはそこに集中的に投入したいと思います。

(吉田委員) 25 ページの「3 本人外収集する個人情報」の「廃棄方法」の欄に「自動削除」と書いてありますが、残すデータもあると記載してあります。その判断は何を基準にしていますか。

(所管課) 25 ページの「保存期間」に記載のとおり「警察・検察の求めに応じて」ということです。捜査照会事項や開示請求があった場合を想定しています。

(吉田委員) 立件が遅い場合もありますよね。

(所管課) そのときには記録はなくなっている可能性もあります。ただ、こちらでは聞きとった内容を正式な記録文書としては残します。例えば、2年後に立件された場合は、職員が残した記録文書を基に情報を提供します。

(吉田委員) 通常、録音の強みは、背景音声や人が怒鳴っている声等が入っているという点にあります。そういう音声の提供は目指していないのですか。

(所管課) 市民感情への配慮という点で難しいです。「録音しているか」と聞かれたときには、「録音しています」と回答します。5年、10年と音声データを保存することについては適切ではないと判断し、録音から1か月で削除するとしています。

(吉田委員) 警察は通報の録音を残しています。録音データが事件の帰結を分ける可能性はありますよね。

(所管課) そうですね。

(吉田委員) 今後、検討してください。

(所管課) はい。ありがとうございます。

(永井委員) 今の件については、虐待対応ダイヤルだけ録音するという想定でよいですか。児童相談所の中には色々な仕事がありますが、虐待対応ダイヤルで色々な形で入ってきた録音データだけを完全に残すということではないですか。

(所管課) 入電の段階で、それが必ず虐待に関する電話かどうかは、話を聞いてみないと分かりません。相談所に入ってきた段階ではその判断がつかないので2回線分の電話は全件録音になります。

(中村会長) 「虐待の場合はこの番号へ」という番号の電話に機器を設置するのではないのですか。児童相談所の一般的な番号に入電してしまうのですか。

(所管課) 一般的な番号への入電になってしまいます。虐待と認識していない人もいたり、泣き声が聞こえるから心配だけれども、虐待なのか単純に泣いているのか分からないという趣旨の電話もあります。明確に虐待ということに関する相談電話だけではないので、一般的な電話回線への入電が対象となっています。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(3)【案件3】デートDV被害生徒及び加害生徒向け回復プログラム業務委託について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）

(中村会長) 次に案件3「デートDV被害生徒及び加害生徒向け回復プログラム業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(三品委員) 31 ページ「委託先個人情報保護管理体制」の「(7) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策」の中の二重認証システムについての記載で、個人パスワードについては分かりませんが、オーセンティケーターとは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。

(所管課) 6桁の数を自動的に渡して、それを入力するものです。

(中村会長) 電子データと紙データがあります。紙データには氏名が加わると思います。紙データとして想定されているのは、プログラムの際に聞き取ったメモ等でしょうか。

(所管課) そのとおりです。

(中村会長) 業者の事務所で作業をする場合には、カルテシステムに入力した後、メモ自体は裁断するのだと思いますが、31 ページ「委託先個人情報保護管理体制」の「(7) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策」において記載のあ

る、自宅で作業する場合も自宅にメモを持ち帰ってカルテに入力し、裁断することを想定しているのですか。

(所管課) 施錠できるケースにメモを入れて、職場に出勤したときにシュレッダーで裁断する場合がありますので、どちらかかと思えます。

(中村会長) 氏名が記入されているメモを自宅に持ち帰ることについて、管理が不安な気もします。

(所管課) 家庭の事情によって、どうしても自宅で作業をしなければならない場合もあると思えます。そのような場合は自宅に持ち帰りますが、基本は職場での作業となります。

(吉田委員) 31 ページ「委託先個人情報保護管理体制」の「(7) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策」に「カルテシステム」と書いてあります。スタンドアローンPCではなく、その3台からどこかのシステムにアクセスして、そこに情報を入力するという意味ですか。

(所管課) そうです。端末内で完結するものではなく、システムを利用します。3台PCのいずれかから同一のシステムにアクセスできるようになっています。

(吉田委員) データの廃棄の際には、システム内のデータを消去した等の証明書を提出させるという意味ですか。

(所管課) そのとおりです。

(中村会長) 自宅でPCを使ってクラウドシステムに入るということですが、家庭用の通常のWi-Fiを使用してアクセスするのですか。

(所管課) 通常のWi-Fiです。

(中村会長) カルテシステムの内容に氏名が入力されなくても、学校名等は入力されているのですよね。そのWi-Fi等の通信の安全性はどのように確保しますか。

(所管課) PC本体にウイルスバスターが入っているので、そこで担保することになっています。

(中村会長) デートDVの問題性の大きさもあり、私は慎重になってしまいます。原則、自宅での作業は認めないようにはできませんか。

(所管課) その点は事業者と調整していく形になります。

(中村会長) 可能であれば自宅での作業を禁止したほうがいいのかと思います。

(事務局) 原則は執務室内で作業を行い、例外的な位置付けとして自宅での作業を行うということでした。どれだけ厳格な縛りを設けるかについては、今後の運用上の工夫として調整させていただければと思います。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

(5) 【案件5】テレビ向け情報配信サービス実証実験（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）

(中村会長) 次に、順番が前後しますが、案件5「テレビ向け情報配信サービス実

証実験」について審議を行います。案件5の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(鈴木委員) 委託業者が各戸を訪問するとのことですが、会社のサービスの営業活動をする自体は許可する予定ですか。

(所管課) 今回は横浜市の実証実験なので、委託業者の営業等は一切許可しません。

(鈴木委員) 分かりました。

(後藤委員) 今回の議論は、あくまでもテストモニターとして市民に協力してもらう際に取り扱う個人情報に限るのでしょうか。災害や緊急時、「個人情報と命のどちらが大事か」という判断もしなければならぬ状況が出てくると思います。例えば、モニターになった人の隣で崖崩れが発生し、「〇〇さん、避難してください」という情報を発災時には流すことがある、という想定まで踏み込んだ議論なのでしょうか。それとも、たまたま今回の実証実験で発信する情報が災害情報で、個人宅にモニターを付けたり、アンケートをすることに関しての相談なのでしょうか。

(所管課) 今回の実証実験におけるモニターの個人情報の収集や利用という点を審議に諮っています。

(後藤委員) たまたま災害情報を試行的に流すということであり、実際の発災時に流す情報は今回の審議とは関係ないということですね。

(所管課) そうですね。

(中村会長) 今回は試行なので50世帯を対象にしていますが、それで効果があると、相当な規模の対象世帯に配慮することになっていくのですか。

(所管課) 今回の実証実験によって「有効だ」となれば、今度は「どのように導入していくか」という議論になります。対象者や導入の仕方も検討して事業に向けて進めていくと考えております。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件5を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(4)【案件4】令和4年度職員採用選考に係る問題提供・採点委託について

(中村会長) 次に案件4「令和4年度職員採用選考に係る問題提供・採点委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(加島委員) 委託業者について、横浜市だけ独自の規定を適用することは困難だと言っていました、そういうことはあるのでしょうか。

(所管課) 今、民間企業の約9割が使用している適性検査は、リクルート社が提供しているSPI試験を想定しています。これを利用している会社の数だけで1万4,400社、受験者も約200万名以上います。それらの会社と個別の取決めを交わすのはかなり難しいということで、覚書を締結することで、リクルート社で担保しているところと我々が担保しているところをカバーしていきたいと思えます。

(加島委員) SPIはリクルート社以外にもやっていますよね。

(所管課) 適性検査自体は色々な会社でやっているとありますが、SPIはリクルート社のみが提供しています。

(加島委員) ほかの会社は「SPI」と呼んでいないということですか。

(所管課) そうですね。

(加島委員) 独占状態にあるということなのですね。少し腑に落ちないですが、仕方ないですね。

(所管課) はい。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(6)【案件6】個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について (諮問)

(中村会長) 次に案件6「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について (諮問)」の御説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。前回の議論がよく反映されていると思えます。それ以外に何かありますか。

(吉田委員) 色々と事務局の苦勞が見えると思えます。「2 条例要配慮個人情報について」のLGBTについて述べている箇所、「2 検討及び結論」の部分の結びの言葉に、「性的指向や性自認が多様性に富んでいて、性的少数者の情報とするかは極めて困難」と書いてあります。「どの内容を性的少数者の情報とするか、現時点で定見がない」とか、「一定の見解がない」という書き方のほうがよいのではないかと思います。

(事務局) 述べたい内容は正に吉田先生の仰るとおりです。「困難と言わざるを得ない」で結んでしまうと、「難しいから考えるのをやめてしまった」のように捉えられる可能性があるので、表現については検討します。

(中村会長) 意見については、前回、出尽くしたぐらいに出しました。吉田委員からの指摘については、修正の文言を私のほうで確認します。その上でこの答申案を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

- (1) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
 - ア 小規模事業者等省エネ・デジタル化支援補助金
 - イ 横浜市保育士相談窓口運営業務委託
- (2) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告
 - ア 横浜市のインターネット利用環境再整備事業に伴う統合型GISの移行業務委託について
 - イ 横浜市市民利用施設予約システムデータ移行事務
 - ウ PC内部データ移行作業委託
- (3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
こころと身体健康調査実施に係るアンケート用紙等封入業務委託
- (4) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告
 - ア NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」スペシャルトークショーin横浜の実施に係る抽選受付業務委託
 - イ 新型コロナウイルスワクチン接種者情報確認事務
- (5) 生涯学習等講座の企画運営業務の委託についての報告
小学生等を対象とした国際平和学習プログラム業務委託
- (6) WEB会議システムの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告
WEB会議システムを用いた児童相談所及び児童相談所と関係機関との相談業務
- (7) クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告
小規模事業者等省エネ・デジタル化支援補助金
- (8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (2件)
- (9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (15件)
- (10) 個人情報ファイル簿兼届出書 (1件)
- (11) 個人情報ファイル簿変更届出書 (10件)

4 その他

- (1) 個人情報漏えい事案の報告 (令和4年7月21日から同年9月20日まで)
- (2) 令和4年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について
- (3) 個人情報取扱特記事項について
- (4) その他

(中村会長) 続いて、「報告事項」及び「その他」の「(1) 個人情報漏えい事案の報告」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告について了承するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。それでは次に、「4 その他」の「(2) 令和4年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について」、加島委員から説明をお願いします。

(加島委員) <第三者評価委員会の令和4年度実地調査について説明>

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

御質問等がないようでしたら、令和4年度実地調査について了承するという
ことでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。加島委員、引き続き、よろしくお願い致します。それでは次に、「4 その他」の「(3) 個人情報取扱特記事項について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思
います。

(大谷委員) 前回の議論の内容を踏まえて見直ししてもらったと受け止めていま
す。聞き逃してしまったのかもしれませんが、7ページ「再委託の禁止等」に
関する6条の各項の記載があります。第5項の意味がよく理解できませんでした
ので、再度御説明をお願いします。

(事務局) 基本的には、再々委託をする場合には、あらかじめ再々委託先の管理
体制を確認して本市に報告し、本市の承諾を得るというスキームを考えている
ところではあります。以前、よく行われている再々委託のケースとして、配送
業務等について指摘がありました。そのようなものは、確かに普通のシステム
業務委託等とは違い、「ただ物を運ぶだけ」という業務ではあります。第5項
は、あらかじめ業務内容が限定される業務について、本市の承諾まではなく
ても再々委託できるようにしてもいいのではないかという意味合いで記載して
います。リスクが低いと思われる業務についての規制緩和規定になります。

(大谷委員) ありがとうございます。その報告のタイミングについては明確な定め
がないようですが、簡易な再々委託であっても、あらかじめ体制等を報告して
おく必要があるのではないかと思います。「報告をもって足りる」という書き
方だと相当緩い印象を持ちました。

類型を明確化して、実際に個人情報に関するリスクの小さいものに限定する
とともに、事前報告になるようにしてもらい、必要があればストップがかけら
れる体制にしておくことが必要ではないかと思いました。

続けて、意見を述べさせていただきます。情報管理体制について記入するア
ンケート形式のものについてですが、これは国内に作業場所があつて、実際に
そこに情報が置かれていることを想定した報告資料になっていると思います。
国内に作業場所があつたとしても、海外からリモートで個人情報にアクセスし
得る形で行われているケースも散見されますので、海外からのアクセスの予定
についても把握できるような項目を設けておく必要があるのではないかと思
いました。

	<p>(事務局) 海外からのアクセスについては、想定していませんでしたので、ゼロから勉強します。</p> <p>指摘のあった再々委託先管理体制の報告のタイミング等については、そのとおりだと思います。その方向で調整します。</p> <p>(中村会長) 個人情報取扱特記事項の案を拝見して、再々委託以降を含めての規制は非常に難しいなと思いました。</p> <p>現実には市が直接契約関係にあるのは受託先です。受託先に対して一定の義務を課します。更にその先についても順繰りに義務を課していくことにより、最終的にきちんとした業務の遂行が担保されるようにすることが構想されているということです。</p> <p>ただ、現実問題として、契約関係が受託先の部分しかないとすると、どこかが義務違反になったときに、市がペナルティーを課することができるのは受託先しかありません。受託先に対するペナルティーとは何かというと、契約の解除か、損害が発生すれば損害賠償があり得ると思います。しかし契約の解除に関しては、既に業務委託している中で現実に解除が可能なのだろうかと思います。現実の運用はかなり大変なのではないかという印象は持っています。</p> <p>そのような問題点はあるかと思いますが、今回、規定としてはよく考えて作られているなど感心しました。</p> <p>(事務局) 心理的なプレッシャーを与える効果はあると思いますが、実効性があるかということ、業務の中には、契約解除すると本市が困ってしまうという事務もたくさんあるので、悩ましい点だと思います。</p> <p>(中村会長) 今日ここで出た委員の皆様の御意見も踏まえて、引き続き事務局で検討をお願いします。</p> <p>本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、10月26日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第203回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第203回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和4年10月26日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和4年10月26日第204回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。